

## 福岡県鞍手町地域おこし協力隊募集要項

鞍手町は、平成 26 年に民間組織である日本創成会議が公表した消滅可能性都市において、福岡県内ワースト 1 とされました。これは出産の中心世代となる 20 代・30 代女性の人口予測に着目した分析で、これを契機として国を挙げての地方創生の取組が始まりました。

鞍手町では、地方創生の取組開始前から定住促進奨励金の交付や子ども医療費の無償化などの人口減少対策に取り組んでいたため、消滅可能性都市のインパクトは大変衝撃的でした。それ以降、地方創生の取組として人口減少対策を一層推進してきましたが、他市町村でも同様の取組が強力に推進される中、少子高齢化や人口減少に歯止めが効かない状況となっています。

このため、移住・定住関係業務をサポートする地域おこし協力隊に新たな風を吹き込んでいただき、新たな視点から移住・定住を推進し、人口減少対策に取り組んでいきたいと考えています。

### 1 募集人員

1 名

### 2 活動エリア

町内全域（活動拠点は鞍手町役場まちづくり課）

### 3 主な活動内容

移住・定住関係業務をサポートしていただきます。なお、主な移住・定住関係業務は、次のとおりです。

- 魅力発見
- 情報発信（主に SNS を活用）
- 移住・定住ガイドの作成
- 空家バンク運営
- 空き家相談対応
- 移住相談対応

### 4 求める人物像

鞍手町では、次のような人材を求めています。

- (1) 行政の仕事に関わりながら田舎暮らしをしたい人

- (2) 人と話すことが好きで、親身な対応ができる人
- (3) 地域おこしに興味がある人
- (4) SNSを使うことが好きな人
- (5) 任期満了後も町内での生活を考えている人

## 5 応募（任用）の条件

次の要件をすべて満たす場合に応募できます。

- (1) 申込み時点で、「三大都市圏内の都市地域（※1）」または「三大都市圏外の指定都市（※2）」であって、条件不利地域以外に在住しており、鞍手町地域おこし協力隊として採用後に本町へ生活拠点を移し、住民票を異動させることができる人
  - ※1 「三大都市圏内の都市地域」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいいます。
  - ※2 「三大都市圏外の指定都市」とは、札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、広島市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市のことをいいます。
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- (3) 令和6年4月1日現在で満18歳以上の人
- (4) 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる人
- (5) 普通自動車免許（AT車限定を含む。）を取得している人
- (6) 一般的なパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができる人
  - ※Web分野の知識や経験があれば、なおさら望ましい
- (7) SNS等を活用して効果的な情報発信ができる人
- (8) 休日勤務や時間外の会議などの不規則な勤務に対応できる人（稀にあります）

## 6 任用期間・勤務条件

任用期間や勤務条件は、次のとおりです。

- (1) 任用期間：委嘱の日から令和7年3月31日まで
  - ※令和6年7月1日以降に委嘱する予定です。活動状況・実績等を勘案し、委嘱の日から3年を超えない範囲まで更新可能とします。
  - なお、隊員としてふさわしくないと町長が判断した場合は、任期の途中であっても任用を取り消すことがあります。
- (2) 任用形態：パートタイム会計年度任用職員
- (3) 報酬：月額159,060円 ※住居は町が準備します（本人負担なし）
- (4) 手当：通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当（報酬月額分の4.5月分）
  - ※期末・勤勉手当（賞与）は、1年間を通じて勤務した場合の6月・12月の合計支給月数であるため、初年度は4.5月分より少なくなります。また、上記以外の手当（扶養手当、退職手当など）は支給しません。

(5) 勤務時間：週35時間（1日7時間×5日）

※勤務時間は、8時30分～16時30分（12時～13時は休憩）を原則としますが、その日の勤務内容により、それ以外の時間帯を勤務時間に指定する場合があります。

(6) 休日：土、日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

※移住フェアへの出展など、業務の都合で休日に勤務する必要がある場合は、振替勤務とすることがあります。

(7) 休暇：年次有給休暇、夏季・忌引・結婚・公民権行使等の特別有給休暇

(8) 各種保険：健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入

※公務災害（労災）は、町の条例に基づき対応します。

## 7 その他

次の事項に留意してください。

(1) 通勤時の交通手段（自家用車等）は自身で用意してください。

(2) 任用期間中の住居は、町が準備します（町が家賃を負担します）。

(3) 引越しに必要な経費は、自身で負担いただきます（町は負担しません）。

(4) 活動に必要な備品（活動車両、パソコン等）は、町が準備します。なお、使用に当たっては、次の点に留意してください。

・活動用の車両は、町の公用車を使用します。

・町が準備するパソコンは、職場から持ち出すことができません。

(5) 活動に要する経費は、予算の範囲内で必要に応じて町が負担します。

(6) 地方公務員法が適用され、政治活動の禁止や信用失墜行為の禁止、守秘義務などが課されます。

(7) 兼業については、勤務時間外で業務に支障がなければ認めます。ただし、公序良俗に反する兼業は不可とします。

(8) 地域おこし協力隊2年目以降または任期終了の日から1年以内において、町内に住所を有し、町内で起業する場合は、必要経費（最大100万円）を補助します。

## 8 応募手続

応募する場合は、次のとおり手続きしてください。

(1) 応募期限

令和6年5月31日（金）

(2) 応募書類

下記の必要書類を持参又は郵送により担当窓口へ提出してください。

ア 鞍手町地域おこし協力隊員応募用紙

イ 住民票の写し：1通（提出日前1か月以内のもの）

※写真の添付や連絡先の記入漏れにご注意ください。

※提出いただいた書類は返却いたしません。

## 9 選考

応募選考は、次のとおり行います。

### (1) 第1次選考【書類選考】

令和6年6月上旬に行います。第2次選考に進む場合のみ、ご連絡いたします。

### (2) 第2次選考【面接選考】

令和6年6月中旬に行います。

面接による第2次選考を行います。日時、会場等の詳細は、第1次選考結果の通知と併せてお知らせします。なお、原則として対面での面接としますが、難しい場合はご相談ください。

## 10 担当窓口（送付・問い合わせ先）

担当窓口は、次のとおりです。

鞍手町役場 まちづくり課まちづくり戦略係

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地

電話：0949-42-2111

FAX：0949-42-5693

メール：machi@town.kurate.lg.jp

### 【参考】鞍手町の紹介

鞍手町は、福岡県北部の町で、福岡市と北九州市の両政令市の中心部のほぼ真ん中にあります。県内でも有数の巨峰(ぶどう)の産地で、町内にはぶどう農家が点在しています。収穫の最盛期を迎える夏季には、幹線道路を中心に採れたて巨峰を直売する露店が軒を連ね、この時期の風物詩となっています。

また、鞍手町は、緑豊かな田舎らしさを持ちつつも、大都市へのアクセスが抜群なのも特徴です。高速道路のインターチェンジや高速バス、JR駅が身近にあり、町内で買えないものでもすぐに手に入れることができます。

都会に近い利便性と緑豊かな田舎らしさを併せ持つ鞍手町で、快適な生活を送ってみませんか。